

厚生労働省から

## 17年ぶりにリニューアルされた、「情報機器作業の労働衛生管理ガイドライン」

本年7月、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が12年ぶりにリニューアルされ、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（基発0712第3号）として新たに発出された。

新旧のガイドラインでどこが変わったのか。

### ■情報機器の名称を一新

旧ガイドラインの基本的な考え方は「VDT作業に従事する者の心身の負担を軽減するために適正な作業管理を行うこと」などを目的としたもので、その点は継承しつつ、社会の変化と多様化に対応した。

まず「VDT」という用語は一般になじみが薄いととして、「情報機器」に置き換えられた。また、旧ガイドラインでは使われていないタブレット、スマートフォンなどの用語が登場している。

### ■個々の作業区分で衛生委員会等が前面に

旧ガイドラインでは単純入力型、拘束型、対話型などの作業種類と作業時間によって細かく分類されていた作業区分が以下のように簡素化された。

1. 作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの。

1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの

- ・作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要がある
- ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である

2. 上記以外のもの

このように大きく二分したうえで、「作業の実態を踏まえながら、産業医等の専門家の意見を聴きつつ、衛生委員会等で、個々の情報機器作業を区分し、作業内容及び作業時間に応じた労働衛生管理を行うこととする。」としており、産業保健スタッフはより高度な対応を求められることになる。

### ■タブレットなどによる長時間作業への対策

携帯情報端末での作業についても、新ガイドラインでは、タブレットなどによる長時間作業を行う場合にディスプレイやキーボードなどオプション機器の使用を推奨するなど踏み込んだ記述が見られる。

### ■「在宅ワーク」から「テレワーク」へ

事務所以外の場所で行う情報機器作業は、旧ガイドラインでも「在宅ワーク」として言及されていたが、新ガイドラインでは「テレワーク」「自営型テレワーク」という用語を用いてより明確に認知し、事務所での作業に準じた扱いが望ましいとされた。同時にすでにある「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（2018年2月）、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（同）の参照を推奨している。

※「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」については、  
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190718K0020.pdf>  
からPDFファイルをダウンロードできる。

## 「産業保健21」98号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

次のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

### QRコード

右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



### ホームページ

下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1439/Default.aspx>

※このアンケートでご記入いただいた内容は『産業保健21』制作の参考にさせていただきます。

問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課